

# 犯罪被害者等早期援助団体に対する犯罪被害の概要に関する情報提供要領の制定について

平成22年7月5日

岩警務 第 41号

岩生安 第 59号

岩刑事 第 57号 岩手県警察本部長

岩交通 第 42号

岩警備 第 34号

各 部 長  
首席監察官  
各 所 属 長

みだしのことについて、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第4項及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第7条の規定に基づいて行う犯罪被害の概要に関する情報の提供に関し、別添のとおり制定したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

犯罪被害者等早期援助団体に対する犯罪被害の概要に関する情報提供要領

## 第1 趣旨

この要領は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会から指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体(以下「早期援助団体」という。)に対し、犯罪被害の概要に関する情報(以下「被害者情報」という。)を提供することにより、被害者支援を適正かつ効果的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

## 第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

### 1 早期援助団体

法第23条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けた団体をいう。

### 2 被害者情報

法第23条第4項の規定する早期援助団体に提供する犯罪の被害者又はその遺族(以下「被害者等」という。)の氏名、住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報をいう。

## 第3 体制及び任務

## 1 総括責任者

- (1) 警察本部に総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、早期援助団体に提供する被害者情報の取扱いについて、管理及び運用に関する事務を総括するものとする。

## 2 総括副責任者

- (1) 警察本部に総括副責任者を置き、警務部県民課長をもって充てる。
- (2) 総括副責任者は、総括責任者の指揮を受け、早期援助団体に提供する被害者情報の管理、同団体との連絡等の必要な調整を行うものとする。

## 3 本部情報連絡責任者

- (1) 警察本部に本部情報連絡責任者を置き、被害者支援室長をもって充てる。
- (2) 本部情報連絡責任者は、総括副責任者の指揮を受け、早期援助団体及び他の都道府県警察本部の被害者支援部門と連携を図るほか、被害者情報の提供、受理、連絡等が適正かつ迅速に行えるように必要な連絡・調整を行うものとする。

## 4 所属情報連絡担当者

- (1) 各警察署及び高速道路交通警察隊に所属情報連絡担当者を置き、各警察署及び高速道路交通警察隊の被害者支援係長をもって充てる。
- (2) 所属情報連絡担当者は、警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）の指揮を受け、本部情報連絡責任者と連携を図り、被害者等の心情に配慮し、早期援助団体に対する適正かつ迅速な被害者情報の提供を行うものとする。

## 第4 早期援助団体における被害者情報の受理体制

早期援助団体の指定を受けた民間被害者支援団体において、被害者情報を取り扱うことができる者として、情報管理責任者及び情報管理担当者を指定することとしている。

### 1 情報管理責任者

早期援助団体において、法第23条第2項第2号又は第4号に規定する事業の実施を統括管理する者をいう。

### 2 情報管理担当者

早期援助団体において、前項の情報管理責任者を補佐し、被害者情報の適正管理に努める者をいう。

## 第5 情報提供の対象となる犯罪行為

情報提供の対象となる犯罪行為は、次に定める身体犯及び重大な交通事故事件とする。

### 1 身体犯とは、次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう。

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪であり、未遂を含む。）
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
- (3) 強盗強姦罪及び強盗強姦致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
- (4) 強姦罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (6) 準強制わいせつ罪及び準強姦罪（刑法第178条の罪であり、未遂を含む。）

- (7) 集団強姦罪（刑法第178条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (8) 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- (9) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
- (10) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）
- (11) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (12) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。）
- (13) 人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (14) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
- (15) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- (16) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (17) 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が1か月以上の重傷を負ったもの
- (18) 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち、被害者の負傷の程度が1か月以上の重傷を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

## 2 重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。

### (1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

### (2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

### (3) 交通死亡事故等

前2号のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故（事故発生から30日以内に被害者が死亡した交通事故）及び人が3か月以上の傷害を負った事故

### (4) 危険運転致死傷罪に該当する事件

前3号のほか、危険運転致死傷罪（刑法第208条の2の罪）に該当する事件

## 第6 早期援助団体に対する被害者情報の提供要領

### 1 提供の要件

総括責任者は、被害者等の被害状況、心身の状態等から早期援助団体による支援が必要と認める場合には、法第23条第4項の規定に基づき、被害者等からの同意を得て被害者情報を早期援助団体に提供することができる。

### 2 被害者情報の内容

提供する被害者情報の内容は、被害者等と早期援助団体との連絡を容易にし、各種の支援活動が円滑に行われ、かつ、被害者等が犯罪被害の状況を繰り返し説明することを避けるために必要な最低限度の情報とし、原則として次に掲げるものとする。

#### (1) 被害者等の氏名、性別、年齢、住所、連絡先等

#### (2) 犯罪被害の概要（被害の発生日時、場所、被害程度、被害状況等）

### 3 被害者等から同意を得る場合の留意事項

(1) 被害者等に対する事前説明

早期援助団体に被害者情報を提供する場合には、被害者等に対して事前に次の事項を説明し、同意を得なければならない。

また、被害者等が未成年者又は適切な判断が下せない状態にあると認めた場合には、親権者、法定代理人等の者にも同じ内容を説明すること。

ア 早期援助団体は、都道府県公安委員会から犯罪被害者支援事業を適正かつ確実に行うことができると認められた団体であり、その役員及び職員等に対しては、守秘義務が課せられていること。

イ 早期援助団体が提供する支援内容

ウ 被害者情報を早期援助団体に提供する理由

(2) 被害者等同意書の徴収等

ア 被害者等同意書の徴収

署長等は、被害者等から被害者情報を提供することについて同意が得られた場合には、被害者等同意書（様式第1号）の記載及び提出を求めること。この場合において被害者等が未成年者又は適切な判断が下せない状態にあると認めた場合には、親権者、法定代理人等から徴すること。

イ 同一事件に関し、2回以上の情報提供を行う場合

情報提供を行った事件について、2回以上情報提供を行う場合には、その都度、前記アの方法により、当該被害者等から同意を得ること。

4 情報提供要領

(1) 被害者情報提供簿の記載

署長等は、被害者等から被害者情報を提供することの同意が得られた場合には、所属ごとの整理番号を付した被害者情報提供簿（様式第2号）を作成すること。

(2) 情報提供の方法

ア 署長等は、被害者情報提供簿の写しを総括責任者へ送付すること。

イ 被害者情報提供簿の写しの送付を受けた総括責任者は、早期援助団体の情報管理責任者に対して被害者情報提供簿の写しを送付すること。

第7 早期援助団体における支援状況の確認及び記録

総括責任者は、早期援助団体の被害者等への支援状況等を確認し、その内容をその都度、被害者支援実施状況確認簿（様式第3号）に記載すること。

第8 早期援助団体等に対する協力・援助

1 早期援助団体に対する配慮事項

総括責任者及び署長等は、早期援助団体が行う支援業務等の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について配慮すること。

- (1) 早期援助団体の犯罪被害者等給付金申請補助員に対する犯罪被害給付制度、犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助等に関する教養の実施
- (2) 早期援助団体が主催する行事への積極的な参加及び後援
- (3) 警察施設窓口への早期援助団体の広報資料の備付
- (4) 早期援助団体に係る広報啓発活動の推進

(5) 被害者支援に係る警察施設の利用

2 他都道府県警察との連携

総括責任者は、被害者等の居住地が他の都道府県内であり、かつ、当該被害者等が早期援助団体による支援を希望している場合には、当該都道府県警察への連絡又は支援要請を行うなど、適切な対応を行うこと。

第9 報告等

署長等は、次の事項に該当する場合は、総括責任者に直ちに報告しなければならない。

- (1) 早期援助団体の支援に対する被害者等からの苦情等を把握したとき。
- (2) 早期援助団体における情報の不正な取扱いを把握したとき。
- (3) その他早期援助団体が行う被害者支援活動に際し、特異な事項を把握したとき。

第10 書類の保管

被害者等同意書、被害者情報提供簿（写しを含む。）及び被害者支援実施状況確認簿は、5年間保存とする。